

大分大学医学部附属病院フットケア対策チーム細則

平成28年3月23日制定

平成28年医学部附属病院細則第4-2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程(平成16年医学部規程第1-22号)第16条の規定により、糖尿病性足病変ハイリスク要因を有し、医師が糖尿病性足病変に関する指導の必要性があると認められる入院中の患者以外の患者(以下「対象患者」という。)に対し、糖尿病性足病変の予防及び治療を向上させるために設置する大分大学医学部附属病院フットケア対策チーム(以下「フットケア対策チーム」という。)に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 フットケア対策チームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 対象患者への指導及び評価に関すること。
- (2) フットケア対策の企画・立案に関すること。
- (3) フットケアに対する各部署への指導及び助言に関すること。
- (4) その他フットケア対策に関し必要な事項

(構成)

第3条 フットケア対策チームは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 皮膚科若しくは形成外科、内分泌・糖尿病内科又は心臓血管外科の医師 若干人
- (2) 看護師 若干人
- (3) その他病院長が必要と認める者 若干人

2 前項各号の構成員は、病院長が指名する。

(チーム長)

第4条 フットケア対策チームに、チーム長を置く。

2 チーム長は、前条第1項第1号の構成員のうちから、病院長が指名する。

3 チーム長は、必要に応じてフットケア対策チームを招集する。

4 チーム長は、フットケア対策チームに関する業務の状況及び検討結果等を、必要に応じて病院長に報告し、意見を具申する。

5 チーム長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめチーム長の指名する構成員がその職務を代行する。

(各診療科等の協力体制)

第5条 各診療科及び中央診療施設等は、フットケア対策チームの円滑な業務遂行のため、診療等が必要となった患者の受入体制を整えるものとする。

(協議)

第6条 フットケア対策について協議する必要がある場合は、皮膚科長、看護部長及びフットケア対策チームにより協議するものとする。

(事務)

第7条 フットケア対策チームの事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、フットケア対策チームに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則
この細則は、平成28年4月1日から施行する。